

## 海外展示会プロモート事業業務委託（シンガポール）仕様書

### 1 業務名

海外展示会プロモート事業業務委託（シンガポール）

### 2 事業の目的

Food Japan 2020（シンガポール）に出展する企業と現地企業の商談機会を創出し、新規取引や売上拡大など販路開拓支援の実施を目的とする。

### 3 出展展示会

展示会名称：Food Japan2020（シンガポール）

会期：令和2年10月22日（木）～24日（土）

時間：10時～17時30分（最終日は11時～16時30分）

場所：Suntec Singapore Convention & Exhibition Centre

概要：ASEAN最大級日本食品見本市

### 4 出展企業

出展企業数：6社程度

出展企業：委託者が出展企業の募集を行い、決定をする

決定時期：令和2年7月下旬予定

### 5 委託の内容

#### （1）事業の管理運営

- ・委託業務の管理運営
- ・委託者との協議、調整、報告等の実施
- ・実績報告書の作成

#### （2）事前商談プロモートの実施

- ・委託者、受託者、出展企業の3者でオンラインミーティングを開催  
(時間：2時間程度、面談社数：6社、開催回数：2回程度)
  - ・出展企業の製品、サービス等と商談、マッチング見込みのある現地、候補企業  
(周辺国企業も可) のリストアップ
  - ・リストアップ企業から具体的にアプローチする企業の絞り込み等を委託者と協議
  - ・アプローチ先企業に対し、出展企業の製品、サービス等の情報提供
  - ・出展企業各社（6社）とディストリビューターを事前にマッチングさせ、展示会出展前に商流を構築
- ※既に自社で現地ディストリビューターと商流を構築している出展企業は必要としない

- (3) 当日の商談プロモート実施
  - ・商談時の立ち会い、サポート
- (4) 展示会後のアフターフォロー
  - ・出展企業の商談の感想及び商談結果のヒアリング
  - ・出展企業へ商談先企業の情報提供
  - ・商談先企業へのお礼メールサポート
  - ・継続商談アポイントの取次ぎ等

## 6 委託期間

契約締結日から令和3年2月28日までの間とする。

## 7 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接な連絡を行うとともに、業務を実施する上で疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議すること。
- (2) 企業の研究開発等に係る秘密保持には最大限配慮すること。
- (3) 十分な知識と経験を有した者で業務を遂行することとし、予め受託者で必要な体制を整えること。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的かつ効率的に行う上で必要と認めるときは、委託者と協議の上、その一部を委託することができる。
- (6) 主催者判断による展示会の中止や委託者の判断により展示会出展を取りやめとなった場合は、その時点までに要した経費を受託者が算出し、委託者に提出する。委託者は提出された経費を査定し、委託費用を決定するものとする。

## 9 会計関係帳簿等の整備

受託者は、委託業務に係る会計関係帳簿等を整備し、業務委託完了後5年間保存するものとする。

(参考)

### ◇事業フローイメージ

